

# 浄化槽法定検査実施要領

制定 昭和 62 年 3 月

## 1 目的

この要領は、浄化槽法第 7 条及び第 11 条の規定に基づく浄化槽の水質に関する検査（以下「法定検査」という。）の項目、方法、その他必要な事項について定め、法定検査の適正な実施に資することを目的とする。

## 2 検査制度の周知徹底

浄化槽管理者等に対し、検査制度の周知徹底を図るため、検査に関する広報活動に努めるものとする。

## 3 事業計画書の作成

法定検査を計画的かつ効率的に実施するため、毎年度「法定検査事業計画書」を作成するものとする。

## 4 浄化槽管理台帳の整備

栃木県、市町、浄化槽工事業者、浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者等の協力を得て、浄化槽の設置及び維持管理に関する情報を整理した浄化槽管理台帳を整備するものとする。

## 5 検査の実施

検査は、当該浄化槽の設置場所において行うものとする。ただし、生物化学的酸素要求量（BOD）については、7 条検査については協会検査室に搬入し、11 条検査については原則として提携計量証明事業所に委託して測定を行うものとする。

## 6 検査の項目及び方法

### 【法第 7 条検査】

7 条検査の項目は、浄化槽の設置及び維持管理の状況についての「外観検査」、放流水等についての「水質検査」、浄化槽の保守点検及び清掃の実施状況等についての「書類検査」であり、当協会（指定検査機関）の検査員が当該浄化槽の設置場所に赴き検査を行うものとする

### （1）外観検査

ア 設置状況      イ 設備の稼働状況      ウ 水の流れの状況      エ 使用の状況  
オ 悪臭の発生状況      カ 消毒の実施状況      キ 蚊、ハエ等の発生状況

## (2) 水質検査

- ア 水素イオン濃度      イ 汚泥沈降率      ウ 溶存酸素量      エ 透視度  
オ 残留塩素濃度      カ 生物化学的酸素要求量 (BOD)

## (3) 書類検査

- ア 使用開始直前に行った保守点検の記録等を参考とし、適正に設置されているか否か等について判断。

### 【法第 11 条検査】

11 条検査は「浄化槽法第 11 条に基づく水質に関する検査の推進要領」（栃木方式 11 条検査）により実施し、検査内容は「外観検査」、「書類検査」のほか、水質検査の項目は BOD 及び残留塩素とする（ただし、既存の単独処理浄化槽については、塩化物イオン濃度をこれに付加する）。BOD 試料の採取は、協会が指定する「指定採水員」が行い、BOD の測定は協会が委託する「提携計量証明事業所」にて実施する。

## 7 判定方法

法定検査の判定方法は、平成 7 年 6 月 20 日付け衛浄第 33 号厚生省生活衛生局水道環境部長通知、同日付け衛浄第 34 号及び 35 号同部環境整備課浄化槽対策室長通知による。

具体的判定は上記通知に基づく「ガイドライン」に照らし合わせて「適正」、「おおむね適正」、「不適正」のいずれかの判定を行う。

## 8 検査に際しての留意事項

- (1) 検査を効率的に行うために、あらかじめ検査の日時、立会者等について検査対象になる浄化槽管理者又は代理人と連絡を密にしておくこと。
- (2) 検査員は、検査に際しては「身分証明書」を携帯し、関係者の請求があるときには、これを提示すること。
- (3) 検査員は試薬を使用しての水質検査は、携帯用試験台上で操作し、その廃液は必ず廃液タンクに納めて持ち帰り、関係法令上遺漏のないよう処理すること。
- (4) 検査員は検査にあたって、検査終了の都度手指及び検査器具等の消毒を行う等防疫上の措置を講じるとともに危害防止についても留意すること。
- (5) 検査員は検査対象となる浄化槽が排水していないときには、使用水等を流水させて検査可能な状態にした後に水質検査を行うこと。
- (6) 検査員は、検査にあたって関係者とトラブルが生じることのないよう、その言動に十分留意すること。

## 9 検査後の措置

- (1) 検査員は、検査終了後当該浄化槽が設置されている施設の管理者等の同意を得て、「法定検査済証」を見やすい場所に貼付するものとする。
- (2) 検査の結果、浄化槽の工事又は維持管理が不適切であると認められる場合は、当該浄化槽管理者及び当該浄化槽管理者から委託を受けた浄化槽工事業者、浄化槽保守点検業者又は浄化槽清掃業者に対して、すみやかに対策を講ずるよう助言するものとする。
- (3) 検査結果「不適正」と判定された浄化槽については、協会内に設けた「法定検査内容検討委員会」において判定の適否について審査を行うとともに、改善方策に関する検討を行うものとする。
- (4) 7条検査の結果は、浄化槽管理者に結果書を送付するとともに、当該市町長に対して報告書を送付するものとする。11条検査の結果は、指定採水員を介して浄化槽管理者に結果書を送達するとともに、当該市町長に対して報告書を送付するものとする。
- (5) 検査結果については、すみやかに浄化槽管理台帳に記録するものとする。
- (6) 検査結果書は、前月中に実施した検査についてまとめ、毎月末日までに各市町長に報告する。
- (7) 検査を行った浄化槽が浄化槽法第5条の規定による届出又は建築基準法第93条第4項の規定による市町長への通知がなされていないおそれがあると思われる場合には、当該浄化槽の管理者に対し必要な手続を指導するとともに、当該市町長にその旨を連絡するものとする。
- (8) 検査結果の通知を受けた浄化槽管理者又は市町担当者等から、不適正浄化槽の改善のための支援を求められたときは、必要な助言、指導を行うものとする。